

第 55 期 第 5 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 7 年度第 6 回）
議 事 要 旨

1 日 時 令和 7 年 9 月 22 日（月） 10 時 00 分～12 時 30 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員

（熊本労働局） 金谷労働局長

【事務局】 斉藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- （1） 熊本地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
- （2） 賃金引上げに向けた各種支援施策について
- （3） 最低賃金法第 21 条の規定に基づく建議について
- （4） 熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について【報告及び答申】
- （5） 熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定について【諮問】
- （6） その他

5 議事要旨

- （1） 熊本労働局長より、熊本地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について、熊本地方最低賃金審議会会長へ諮問。
- （2） 事務局より 2 つの関係労働者団体から、また、4 つの関係使用者団体による連盟で提出された異議申出書を朗読。
- （3） 異議申出に対して公益の意見を表明後、労使それぞれ個別協議を行い、使用者側、労働者側のそれぞれ意見を表明し、意見が一致しなかったため採決とした。
基礎数 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 5 名
使用者代表委員 5 名
採決内容 〈異議申出を認め再審議すべき〉
採決結果 反対：公益代表委員 3 名、労働者代表委員 5 名
賛成：使用者代表委員 5 名
採決の結果、異議を認めず答申どおりとすることに決定し答申文を作成。

- (4) 「令和7年9月4日付け答申どおり決定することが適当である。」として熊本地方最低賃金審議会会長より熊本労働局長へ答申。
- (5) 事務局より賃金引上げに向けた各種支援施策について説明。
- (6) 最低賃金法第21条の規定に基づく建議について、事前に公労使意見を集約し作成した建議書(案)提示、さらに委員の修正案を反映し原本を作成の上、熊本地方最低賃金審議会会長より熊本労働局長へ建議書を手交。
- (7) 熊本県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について、熊本地方最低賃金審議会運営小委員会委員長より、審議経過及び審議の結果、全会一致で熊本県特定(産業別)最低賃金の3業種のうち、百貨店、総合スーパーを除く2業種について改正の必要ありとの結論になったことが報告された。
この報告について委員全員より合意を得たので、答申書を作成し、熊本地方最低賃金審議会会長より熊本労働局長へ答申。
- (8) 熊本県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する答申に基づき、熊本県特定(産業別)最低賃金の3業種のうち、百貨店、総合スーパーを除く2業種の改正決定について労働局長より熊本地方最低賃金審議会会長へ諮問。
- (9) 諮問に基づき、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会及び、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業専門部会を設置。
- (10) 特定(産業別)最低賃金専門部会委員に任命に関する公示及び、最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示について事務局より説明。
- (11) 労働局長より挨拶の後、閉会。